

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

個人情報保護委員会 第2次回答

管理番号	20	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

個人番号記載の住民票の取扱い

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省

求める措置の具体的内容

住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-(カ)において代理人による個人番号記載の住民票の交付は法定代理人、任意代理人の別を問わず、請求者本人の住所あてに郵便等で送付することとなっている。一概にすべての代理人に対して郵便等で送付するのではなく、法定代理人にあたる場合は後見人登記簿や戸籍等で関係性を確認し、法定代理人に直接交付できるようにする。

具体的な支障事例

代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。

民法に規定のある制限行為能力者についても同様に取り扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおりうると懸念される。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がある場合もあるが、住民票の請求に対して拒否する権限はないため、送付せざるを得ない状況である。

マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。

しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。

法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。

直接本人に手渡すという方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害でしかなく、限られた人材と時間の中で対応するには現実的ではない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

法定代理人が直接受け取ることで請求者本人が受け取れない状況にあっても個人情報の漏洩のリスクを減らすことができる。

代理人が行う手続きに関しても直接交付することで手続きの利便性が上がる。

根拠法令等

番号法第15条及び第19条
住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-(カ)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、山形市、白河市、ひたちなか市、高崎市、桶川市、柏市、袖ヶ浦市、江戸川区、清瀬市、川崎市、平塚市、三条市、福井市、多治見市、浜松市、春日井市、枚方市、八尾市、富田林市、東大阪市、伊丹市、庄原市、府中町、徳島市、宇和島市、筑後市、芦屋町、大村市、宮崎市

○当市においても、成年後見人が成年被後見人の「個人番号の記載のある住民票の写し」の交付を申請した場合の対応に苦慮しているところである。

成年被後見人の確定申告を成年後見人が代理で行う場合等に「個人番号の記載のある住民票の写し」の交付を求めるケースがあり、事務処理要領に拠って直接交付を行わず、請求者本人あてに郵便で送付する取扱いを行っている。その際に、要領の「適当である」という記述から、市町村の「柔軟な対応」を求める成年後見人の声もある。

また、本人が郵便物の転送手続きをとっている場合、転送不要郵便で送るため、転送先へは送れず返戻されてしまうといったケースも多々生じている。

○法定代理人や後見人、療育手帳に記載されている保護者などからマイナンバー入りの住民票を請求される事例が多い。しかし、同一世帯ではないため、郵送料を受領し、施設や被後見人等の単身世帯へ郵送しているため、手続きを行う代理人がその都度施設や該当者宅に出向き受け取っている状況である。交付を許容するよう整備されれば、代理人も事務の負担も軽減されると思われる。それと共にマイナンバーによる手続については、できる限り最小限に抑えていただきたい。

○番号法第14条第2項が周知されていないと考えられる。

○成年後見人が個人番号記載の住民票を請求される場合で、成年被後見人による受け取りが不安視される事例（認知症の方になると、受け取っても無くしてしまう等の問題を抱えているケース）も多く、対応に苦慮しているところ。

○当市においてもマイナンバー入り住民票交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例「代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。民法に規定のある制限行為能力者についても同様に扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおりうると懸念される。」が同様に生じており、「法定代理人の請求に対し本人に郵送する」といった事務負担を招いている。

○当市でも同様の対応で実施している。

代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度による請求者本人宛てに郵便等で送付している。

○郵送したものが送付先不明で返送されることがあり、取扱いに苦慮したことがある。

○施設入所者や被後見人の場合など、請求者本人の心身上等の理由により代理人を通して取得する事例がある。成年後見人等の法定代理人に直接交付せず、請求者本人（被後見人）あてに郵送することは、個人情報漏洩のリスクに繋がると懸念される。

○代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。

マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。

しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。

法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。

直接本人に手渡しという方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害でしかなく、限られた人材と時間の中で対応するには現実的ではない。

○本市においても、代理人が個人番号入り住民票を請求をした場合は、法定代理人及び任意代理人を問わず、本人宛てに郵便等で送付している。

このことにより、特に成年後見人の場合に、制限行為能力者本人に送付せざるを得ないことにより、個人情報漏洩の危険性が高い状況となっている。

また、住民票を請求した成年後見人からは、直接代理人に交付されない状況は、「成年後見制度」の理念と目的に対し齟齬が生じているとの指摘があり、後見人からの理解が得難く、対応に苦慮している。

○本市においても、代理人が申請した場合は、現行制度により請求者本人に郵便で送付しているが、本人が入院中などにより長期にわたり自宅に不在なため郵便局から宛所なしで返送されてきた事例が2、3件発生している。このような場合でも返送されてきた書類を本人以外に手渡すことができないため、再度代理人に連絡を入れて郵便物が本人に届くような手続きをお願いするほか、申請を取り消すことになった場合は手数料の返金手続きを行う必要があるなどその都度対応に苦慮している。

○法定代理人が、個人番号記載の住民票を請求する件数は多くないが、法定代理人が成年後見人である場合、本人に郵送することが適切なのか疑問がある。

また、個人番号記載の住民票は、行政機関への提出のために請求されることが多いが、住民票関係情報は情報連携により取得することが可能であり、住民票の提出を求める必要はないと思われることから、市民と地方公共団体窓口の負担軽減のために、行政機関への制度周知は必要である。

○親族以外の成年後見人から被後見人の個人番号記載の住民票の申請があったが、同処理要領にしたがい、郵送による交付を行おうとしたところ、後見人は不服とトラブルとなった事例があった。

後見人は被後見人の財産管理等の職を担い、個人番号を利用した手続きの代行をすることも考えられるため、直接交付することは支障がないと思われる。判断能力が欠ける本人あてに住民票を郵送する場合のほうが事務が煩雑になる恐れがあると考ええる。

○代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。

民法に規定のある制限行為能力者についても同様に取り扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおこりうると懸念される。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がない場合もあるが、住民票の請求に対して拒否する権限はないため、送付せざるを得ない状況である。

マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。

しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。

法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。

○代理人が取得を希望する例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等、請求者本人が窓口に来ることができない場合等、現行制度では、請求者本人住所地宛てに郵便等で送付している。

民法に規定のある制限行為能力者についても同様に取り扱うのでは、利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおこりうると懸念される。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がない場合もあるが、住民票の請求は拒否できないため、申請人住所地に送付せざるを得ない。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がない場合もあるが、住民票の請求に対して拒否する権限はないため、送付せざるを得ない状況である。

マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。

しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。

法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。

直接本人に手渡すという方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害でしかなく、限られた人材と時間の中で対応するには現実的ではない。

○後見人から、なぜマイナンバー入りの住民票が直接受け取れないのかとの苦情が多い。

番号通知書類(通知カード)が役所に返戻された場合、後見の登記事項証明と後見人の本人確認があれば、返戻書類を後見人に渡している。(事務処理要領2-(1)-イ-(エ)-B)

特に一度上記運用で通知カードを受取った後見人からマイナンバー入りの住民票を請求された時に、大変もめたことがある。その時に上記運用上の矛盾を指摘された。

マイナンバー入りの住民票の発行については、事務処理要領2-(1)-イ-(エ)の運用を適用すべきと考える。

○県内のある市では成年後見人から被後見人のマイナンバー入り住民票の交付申請を受けたが、直接交付ができず被後見人の住所への郵送を行う旨を伝えたところ、被後見人は郵送されても受け取れるだけの責任能力がない、法律で決められた代理人であるのに本人に代わって直接交付できないことに対し苦情があった。

また、任意代理人の場合でも、入院、施設入所等で自宅にいないケースもあり、自宅に簡易書留で郵送しても受け取ってもらえず返戻される場合も多くなっている。遠方から来ている代理人もあり、窓口での説明や、戻ってきた分についてのその後の処理など、市町村窓口では事務的な負担となっている。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まずは住民基本台帳制度を所管する総務省において検討いただくものと考えている。

【個人情報保護委員会、総務省】

個人番号については、番号利用法第15条及び第19条において、特定個人情報の提供の求めの制限や提供の制限等の規定が設けられていること等から、個人番号が記載された書類の提供については、必要最小限の範囲で実施することが重要である。

仮に代理人に個人番号を記載した住民票の写し等を直接交付した場合には、成りすまし等により本人の知らないところで個人番号が取得される恐れがある。また、法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である。

よって、個人番号を記載した住民票の写し等の交付については、住民票の写し等が様々な場面で住民の居住関係を公証するものであることや、先述した個人番号の性格に鑑み、同一の世帯に属する者以外の代理人に対して直接交付することは行わず、請求者本人の住所宛てに郵便等により送付することが適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

番号利用法第15条及び第19条の規定については重々承知しているところである。通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領2-(1)-イ-(エ)-Bによれば、返戻された通知カードの受け取りにおいて、条件を満たせば代理人でも受け取ることが可能となっている。

個人番号記載の住民票と通知カードはどちらも個人番号、住所、氏名、生年月日が記載されているが、取り扱いに差異が生じている。

成りすまし等により本人の知らないところで個人番号が取得される恐れがあるとの理由は、通知カードの受け取りに関しても同様ではないだろうか。

個人番号記載の住民票が、通知カード及び個人番号カードの代替措置として位置づけられているのであれば、同様の取り扱いとすべきであるし、できないのであればその理由を明確に説明していただきたい。

法定代理人と任意代理人で取り扱いを分けることが困難ということであれば、必要最小限の範囲ということも考慮し、民法860条の2、同条の3で規定されている後見人に対して直接交付することを検討していただきたい。直接交付に際しては、代理権の有無の確認が困難との懸念が想定されるが、対象を成年後見人に限定すれば、代理権に関する疑義は生じ得ない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【伊丹市】

平素より法定代理人と任意代理人の区別に関しては審査を行っており、困難とは考えられない。高齢者も増加するので、最低限「成年後見人」には直接交付すべきである

【東大阪市】

法定代理人の場合は直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により本人に送付するよう取扱いを分けるべきと考える。

法定代理人は、個人番号利用事務の手続きや住民票等の交付申請を含む、法律行為について、本人の信任に基づく代理権ではなく、法律に基づく代理権によって行うことができる。よって、法定代理人からの個人番号を記載した住民票の写し等の請求は、本人の意思による請求ではないため、法定代理人に直接交付することを許容せず本人に郵送する取扱いについて、窓口で合理的に説明することが難しい。また、成年被後見人等については、郵便等の受け取りが不安視される事例が多く、そのような場合、本人に郵便等で送付することが、個人番号漏えいのリスクをかえって高めるのではないかと危惧される。そのため、法定代理人の場合は直接交付することが適当と考える。

その一方で、ご回答にある通り、任意代理人の場合は成りすまし等による個人番号漏えいのリスクが想定されるため、これまで通り本人に郵便等により送付する取扱いのままで問題ないとする。

また、法定代理人と任意代理人で取扱いを分ける事で市町村における代理権の審査が煩雑になるとのご回答をいただいているが、そもそも市町村の窓口では、個人番号の記載有無に関らず、代理人に住民票の写し等の交付を行う際は、法定代理人であるのか任意代理人であるのかを判断した上で、それぞれの場合に応じた方法で

代理権の確認を行っている。したがって、法定代理人の場合と任意代理人の場合で交付の方法を分けることが市町村における代理権の審査を煩雑にするものではないと考える。

【平塚市】

本提案は、特に成年被後見人について、成年後見人に個人番号記載の住民票を直接交付できるよう制度の改正を求めるものです。

今回示された総務省の回答では、「個人番号が記載された書類の提供については、必要最小限の範囲で実施することが重要である」とする一方で、「成年後見人への直接交付ではなく、本人（成年被後見人）に郵便等で送付すること」としています。

しかし、回答に示された成年被後見人への郵便等での送付では、本人による紛失等の危険性が増し、再度交付申請が必要となる可能性があるなど、回答の主旨に反する結果となり得るリスクが高いものと考えます。

また、「法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である。」との回答については、登記事項証明書と運転免許証等を法定代理人（成年後見人）の本人確認資料とすることで、代理権は容易に確認できるため、審査の煩雑化にはつながらないと考えます。

【筑後市】

法定代理人（親権者、後見人）については、その者自身が請求者本人の住民票をもって、諸手続き（居住を別にする親権者による児童手当の手続き、後見人による被後見人の年金手続き等）を行う権限を持ち得ているため、請求者本人の住民票を取得する必要がある。特に後見人に関しては、被後見人の住所地に送付することにより、住民票の紛失が懸念されるため、法定代理人については、窓口交付とすることを求めたい。代理権の審査について、住民基本台帳法第12条の3に基づき、請求を明らかにする書類を提示又は提出（後見人に関しては、後見登記等の登記事項証明書の原本及び免許証等による本人確認、親権者に関しては、戸籍での続柄確認及び免許証等による本人確認）を求めるなどし、現在も確認を行っているため、窓口交付になるということで煩雑になるものではない。

【柏市】

法定代理人や任意代理人に該当するかの審査は、マイナンバー入りの住民票交付に係らず行っている業務であり、提案どおりの運用は可能かと思います。

【江戸川区】

「法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である。」との見解について、市区町村窓口においては、通常の住所異動届出及び各種証明書発行申請時において、任意代理人及び法定代理人からの申請を受け付けており、代理権の審査についても日常的に実施している。このため、「代理権の審査が煩雑になり、困難である」との理由は適当ではない。

また、「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」では、市区町村に返戻された通知カードを交付するにあたり、法定代理人への直接交付を認めている（第2-2-(1)-イ-(エ)-B）。個人番号記載の住民票の交付においても、同様に法定代理人への直接交付を認めるべきと考える。

【山形市】

任意代理人と法定代理人では住民票の写し請求時の疎明資料が異なるため、取り扱いを分けることは可能と考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

【個人番号記載の住民票の取扱い】

- 内閣府（番号制度担当室）において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されている件数等の運用実態を整理していただきたい。
- 総務省において、マイナンバー入り住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものであり、極めて限定的にしか用いられないことなどを、地方公共団体が住民に周知するよう措置していただきたい。

【住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化】

- 財務省において、死亡者のマイナンバーが税務上の名寄せで必要となる理由を確認した上で、法定調書における死亡者のマイナンバーの記入を廃止していただきたい。

○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求を行った場合におけるマイナンバーが記載された住民票の除票の写しに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員の対応が円滑になるようにしていただきたい。

○ 内閣府(番号制度担当室)において、死亡者のマイナンバーを使用することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に合致しているのか整理していただきたい。

○ 内閣府(番号制度担当室)及び金融庁において、保険会社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを確知できずマイナンバーが記入できなくても保険金を請求できることを明確化していただきたい。

【マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化】

○ 内閣府(番号制度担当室)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの仕組みから生じる、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請者以外の世帯についてはマイナポータル上の情報連携の履歴として表示されないよう措置すべきではないか。

○ 総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する際、同一住所地の全ての世帯情報にアクセスせずとも、直接個別の世帯情報を収集することができるよう措置すべきではないか。

○ 内閣府(番号制度担当室)及び総務省において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイナポータル上の情報連携の履歴として表示されないようにするために、マイナポータルの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。

各府省からの第2次回答

マイナンバー入り住民票の取扱いについては、特定個人情報の提供の求めの制限や提供の制限等の規定が設けられていること等を考慮した上で、代理人に直接交付することについても検討したい。

なお、マイナンバー入り住民票の使用件数を調査することは、官民で幅広くマイナンバーを提供するケースがあることから、困難である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

個人情報保護委員会 第2次回答

管理番号	31	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化

提案団体

千葉県、神奈川県

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省

求める措置の具体的内容

「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(平成 25 年8月総務省作成)(以下「ガイドライン」という。)」において示す事務フローの正当性について、法制上整理したうえで、関係法令の改正等所要の措置を取ること。
あるいは、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。(システム面の改修を含む。)

具体的な支障事例

【ガイドラインに示される事務フロー】

多くの事務手続に使用される住民票謄本に相当する情報は、申請者のマイナンバー(個人番号)をキーとした情報連携によって得られる情報の対象外となっており、このことを補うために、ガイドラインで、

- ①住基ネット端末によって「申請者との同一住所検索」を実施
- ②①で得た個人番号を使って、情報提供ネットワークシステムへ「住民票関係情報」を照会
- ③回答結果の世帯コードで、同一世帯を特定
することが「できる」とされている。

この方法は、申請者世帯がアパートや施設等の住所を正確に届け出していない場合や申請者が寮やシェアハウスに居住しているなど同一住所に複数世帯が存在する場合において、申請者と関係のない隣人の個人情報を検索し、利用してしまう可能性があるほか、照会結果はマイナポータルに履歴として残るため、申請者がどのような行政手続を行ったか、隣人が推測し得る状況となってしまう可能性がある。

【支障事例】

上記については、以下の問題があるため、現状、マイナンバーを用いて申請する各種手続において、住民票の添付を省略できていない。

- ・申請者と関係のない隣人の個人情報を検索し、利用することは、県個人情報保護条例上制限されている、個人情報の過剰利用となるおそれがある。
- ・申請者の行政手続の状況を第三者が推測し得る状況となることは、行政機関個人情報保護法違反となる可能性がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

行政事務の適正化、個人情報保護の観点から、適切な運用が可能となり、申請時に住民票を省略することができる。

根拠法令等

住民基本台帳法、社会保障・税番号制度における情報連携

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、水戸市、ひたちなか市、八王子市、川崎市、富山県、愛知県、春日井市、大阪府、伊丹市、鳥取県、福岡県、芦屋町、大村市

○具体的な支障事例にあるように、申請者の世帯構成を調べるため住基ネットを使用した場合で仮に全く業務に関係のない人についても情報照会したとすると、当該全く業務に関係のない人からの開示請求に備え、なぜ住基ネットを使用して情報照会したのか理由をたどることができる状態にする必要があり、かえって事務が増えている。

○情報提供ネットワークの「住民基本台帳関係情報」として世帯主のマイナンバーを追加し同一世帯を抽出可能とするなど、情報提供ネットワーク内で世帯関係照会を完結できる仕組みを構築し、不要な情報照会をなくすとともに、マイナンバー制度自体の精度を向上させる必要があると考える。

○申請を受けてから照会をかけるまでに多くの手間と時間がかかり、マイナンバー制度の目的である行政事務の効率化、住民の利便性向上が図られていないだけでなく、逆に非効率となっている。

必要に応じて、法制上整理したうえで、関係法令の改正等所要の措置を取ることに。

また、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。（システム面の改修を含む。）

※個人情報の過剰利用のおそれや、個人情報保護法違反の可能性も回避できる。

○マイナンバー利用事務において、対象者のマイナンバー（個人番号）を基に住民基本台帳ネットワークシステムにて同一住所検索を実施することは、同一住所ではあるが別世帯である住民の特定個人情報までも取り扱うこととなり、事務に関係のない住民の特定個人情報を取り扱うこととなるため、特定個人情報の取扱い上、問題があると考えられる。

○マイナンバーを用いて申請する各種手続きのうち、世帯構成の確認が必要な手続きにおいて、申請者と関係のない隣人の個人情報を検索する恐れがあり、また、この場合、申請者の行政手続の状況を第三者（隣人）が推測し得る状況となる。

○当県においても住民票謄本を必要とする事務において住民票の添付省略ができていない。

総務省が示す事務手続き方法においては、最終的に情報が取得はできるものの、手続きが複雑で作業量・作業コストとも増すばかりであり、行政事務の効率化を阻害している。

このことから、情報提供ネットワークシステムで住民票謄本情報が取得できる新たな仕組みが必要と考える。

○ガイドラインに示されている事務フローについては、提案団体の指摘する個人情報保護の観点に加え、事務処理効率の観点からも最適であるとは言い難い。

住基ネットで取り扱う基本 4 情報と情報提供NWSで取り扱う世帯コードをどちらか一方のシステムで組み合わせれば、「申請者との同一世帯検索」の実施が可能となり、提案団体の懸念する課題が克服されるだけでなく、事務手続きの更なる簡素化に繋がると考えられる。

現行事務フローの正当性について法制上の整理を行うことはもとより、新たな仕組み・フローの構築について積極的な検討を要望したい。

○検索したい対象と同一でない人物に対して、情報照会を行った場合、誤って照会した履歴がマイナポータル上に残ることになる。

○住民票情報の情報連携は住基ネットと併用することで初めて必要な情報を得ることが可能となっており、紙の住民票を提出していただく従来の運用よりも事務負担が増となっている。

情報連携の促進を図るためには、当該事務に係る情報連携の仕組みに係る見直しが必須である。

各府省からの第 1 次回答

【内閣府】

まずは住民票関係情報を所管する総務省において検討いただくものと考えている。

【個人情報保護委員会、総務省】

○ガイドラインにおいては、申請書に書かれた世帯の内容を確認する方法として、①「住基ネットを活用して同一住所の者を検索して同一世帯である可能性のある者を抽出し」、②「その後、これらの者について情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携により同一世帯者を絞り込むこと」による方法を示している。これを法制上整理すると以下のとおりであり、関係法令の改正等は必要ないもの。

① 住基ネットを活用して同一住所者を検索することについて

マイナンバー法第 14 条第 2 項においては、個人番号利用事務実施者は「個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第 30 条の 9 から第 30 条の 12 までの規定により、機構に対し機構保存本

人確認情報…の提供を求め」ることができる」とされており、申請者本人と同一住所ではあるが同一世帯ではない方について、マイナンバーを地方公共団体情報システム機構に照会を行うことも、情報連携を行う事務の一環として、給付の適正な支給のために行われたものであることを考えれば、事務処理に必要な範囲で許容されるべきものであると解される。

② 住基ネットで検出された同一住所の者を情報照会することについて

マイナンバー法第19条第7号においては、情報照会者は「(別表第二の)第二欄に掲げる事務を処理するために必要な…特定個人情報…の提供を求め」ることとされており、請求書に記載されている者のほかに同一世帯者が存在しないこと等を確認するために必要なものであれば、同一世帯でない者についても情報照会を行うことは可能である。

○なお、基本的には申請に基づく手続については、申請書の内容が正しいかどうかの確認を行えば足りると考えられるところ、具体的にはどのような手続において、世帯構成に関するどのような情報を確認する必要があるのか、地方公共団体等に対し、確認することを考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ガイドラインに示された手法では、例えばシェアハウスに居住する者が難病の特定医療費の認定申請を行った場合、世帯情報を確認するため、①住基ネットでの同一住所検索により同一住所者を抽出、②全ての同一住所者の個人番号を使って情報提供NWSへ住民票関係情報を照会、③回答結果の世帯コードを突合して同一世帯を特定、することとなる。

そのため、情報提供等記録を削除できない以上、マイナポータルでのやりとり履歴の確認や情報提供等記録の開示請求により、申請者本人だけでなく、同じシェアハウスに居住する他者も、自身が申請していない難病の特定医療費の認定申請の手続で自身の情報が照会されたことを知ることとなる。

その情報から、同じシェアハウス内の誰が難病の特定医療費の認定申請をしたかを推測することは可能であり、こういった機微な情報まで推測しうるのは、申請者本人に多大な不利益を及ぼす可能性がある。

仮に、ガイドラインに示された手法が、マイナンバー制度に係る現行法令の個々の規定で見れば問題ないのだとしても、以上のとおり個人情報保護上の問題があると考えられ、有識者からも同様のご指摘があったところである。

また、他団体から示された支障事例にもあるとおり、ガイドラインに示された手法は上記①から③のような、他の情報を照会する場合には必要のない作業まで行わせるものであり、業務の効率化を阻害するものでもある。

そのため、申請者本人に不利益を及ぼさず、かつマイナンバー制度の本旨である行政事務の効率化に資する新たな情報の取得方法を検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【鳥取県】

同一世帯でないものに係る本人確認情報又はマイナンバーの提供及び情報提供ネットワークシステムによる情報照会については、事務処理に必要な範囲で許容されるとの国の見解であるので、そのように取り扱うこととする。

なお、従来の紙による住民票の記載情報を得るために、住基ネット及び情報提供ネットワークによる情報照会の両方の処理が必要となることは、事務処理を行う上で非常に煩雑であり、事務の効率化にもなっていないことから、早急に地方公共団体等に内容を確認し、住民票情報を得られる簡便な仕組みを構築して欲しい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

マイナンバー制度には、プライバシー保護の観点から懸念が示されていることから、情報漏洩や不正利用に対する国民の不安を払拭できるよう、引き続き、制度の安全性や信頼性を、国民に丁寧かつ十分に説明する等により、信頼される社会基盤として制度を維持、確立すること。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

【個人番号記載の住民票の取扱い】

○ 内閣府(番号制度担当室)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されている件数等の運用実態を整理していただきたい。

○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものであり、極めて限定的にしか用いられないことなどを、地方公共団体が住民に周知するよう措置していただきたい。

【住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化】

○ 財務省において、死亡者のマイナンバーが税務上の名寄せで必要となる理由を確認した上で、法定調書における死亡者のマイナンバーの記入を廃止していただきたい。

○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求を行った場合におけるマイナンバーが記載された住民票の除票の写しに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員の対応が円滑になるようにしていただきたい。

○ 内閣府(番号制度担当室)において、死亡者のマイナンバーを使用することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に合致しているのか整理していただきたい。

○ 内閣府(番号制度担当室)及び金融庁において、保険会社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを確認できずマイナンバーが記入できなくても保険金を請求できることを明確化していただきたい。

【マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化】

○ 内閣府(番号制度担当室)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの仕組みから生じる、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請者以外の世帯についてはマイナポータル上の情報連携の履歴として表示されないよう措置すべきではないか。

○ 総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する際、同一住所地の全ての世帯情報にアクセスせずとも、直接個別の世帯情報を収集することができるよう措置すべきではないか。

○ 内閣府(番号制度担当室)及び総務省において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイナポータル上の情報連携の履歴として表示されないようにするために、マイナポータルの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。

各府省からの第2次回答

マイナポータルにおける情報連携の記録の確認は、マイナンバー制度の創設に当たり、行政機関等によるマイナンバーの恣意的な利用を防止する観点から設けられているものであり、行政機関等が同一住所地における居住者の世帯情報を確認した事実がある以上、これを表示させない措置を講じることは制度の根幹に関わるため困難である。

どのような手続において、世帯構成に関するどのような情報を確認するために同一住所地検索を行う必要があるのか確認中であり、現時点でシステムの改善や費用対効果の検討などの対応を行うことが困難である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

個人情報保護委員会 第2次回答

管理番号 156 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化

提案団体

郡山市

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省

求める措置の具体的内容

死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。
また、死亡保険金の相続処理に関連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。

具体的な支障事例

死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化を行うことにより、地方公共団体間における事務処理の差が解消される。
また、保険会社へ通知の発出等を行うことで、住民及び保険会社の負担が解消され、公益に資するものとなる。

根拠法令等

住民基本台帳法第 12 条及び第 12 条の3。住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-①-ア-（力）及び第2-4-(3)-①-ア

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、山形市、白河市、石岡市、ひたちなか市、高崎市、所沢市、桶川市、柏市、袖ヶ浦市、江戸川区、川崎市、平塚市、多治見市、浜松市、春日井市、枚方市、八尾市、伊丹市、徳島市、宇和島市、北九州市、芦屋町、宮崎市

○死亡後の手続き全般についてマイナンバーの取り扱いの周知を行い、必要性を精査してできる限り最小限に抑えていただきたい。
○保険会社の手続き等で亡くなった方のマイナンバーについての問合せがあるが、死亡者が単独世帯の場合、

通知カードやマイナンバーカードの所在が分からないケースが多く、個人番号入りの住民票も案内できないため対応に苦慮している。現行の制度においては、同一世帯の請求については規定があるものの、同一世帯ではない直系血族の請求については規定が無いため、取り扱いについて明確化してほしい。

○保険会社や税務署、労働基準局等に提出するのに死亡者の住民票(単身者)にマイナンバー入りを求められることがあり、総務省の事務連絡の個人番号制度関係質疑応答集により交付できないと断っているが、納得されない方も少なくない。

○現在、本市でも、死亡者に関しては同一世帯以外の申請者にマイナンバー入りの住民票の交付を行っていないが、請求が多いことは事実であり、マイナンバー利用事務・マイナンバー関係事務の実施者向けに死亡者に関するマイナンバーの取扱のルールを定め、周知することは必要と思われる。

○当市においてもマイナンバー入り住民票交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例、「死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。」が、同様に生じており、「別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化がされていないため、市での対応に苦慮する。」といった事務負担を招いている。

そのため、「死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。また、死亡保険金の相続処理に関連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。」といった提案の趣旨に賛同します。

○別世帯の請求者への説明に時間を要するケースもあり、保険会社への通知の発出は必要だと考える。

○死亡者と同一世帯であった者からの請求でなければ、死亡者の個人番号が記載された住民票の除票の写しの交付ができないこと、及び個人番号が不明でも相続手続き等が可能であることが、住民及び生命保険会社等の関係機関等に周知されていないために、窓口でトラブルになることが多く、対応に苦慮している。

このことについては、提出先である生命保険会社等の関係機関に周知するよう、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会を通じて総務省に要望しているところである。

○同様のケースが本市においてもあることから、住基法第12条の3第1項第1号の「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者」については、別世帯であっても死亡の住民票の除票に個人番号を記載できるように法改正すべきと考える。

○規定の明確化を行うことにより、市町村間における事務処理差の解消が期待される。

○死亡時に同世帯であったものがない場合、マイナンバー入り住民票を請求できないことが周知されていない、且つ、マイナンバーが各種手続きに必須であるという誤解のため、窓口でのトラブルが増えている。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まずは住民基本台帳制度を所管する総務省で検討いただくものと考えている。

【個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省】

単身世帯であった死亡者の法定代理人であった者により、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求が行われた場合であっても、個人番号が記載された住民票の除票の写しを交付することはできない。死亡者については、その代理権を有する者は存在せず、特別の請求を行うことができるのは、死亡者と同一の世帯であった者に限られる。

そもそも、個人番号関係事務実施者において、例えば、税務署に提出する支払調書等に経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、生前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。

このことについては、内閣官房から保険会社関係団体に要請を行っているものであり、引続き要請を行っていきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○「経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、生前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。」について、保険会社関係団体へ要請を引続き行ってくださいますようお願いいたします。併せて、死亡者である保険契約者のマイナンバーを相続人が確認したいとする時に住民票の除票の写しの請求が行われるため、マイナンバーの記入が無くとも保険金が請求できることを明確化してくださいますようお願いいたします。

○加えて、市町村及び住民に対する当該要請に係る制度内容やマイナンバー入り住民票の交付における留意

事項の周知について御検討くださいますようお願いいたします。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【所沢市】

保険会社関係団体に限らず死亡者の個人番号が必要な届出の提出先に対して、死亡者の個人番号が把握できない場合には記載不要等にするなど広く周知を行っていただきたい。

【宮崎市】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。現状として、保険会社関係団体への要請は十分でないと思われるので、各省庁から引き続きの要請をお願いしたい。

【江戸川区】

窓口業務においては依然として、死亡者の個人番号を保険会社等から請求されたという理由で、死亡者の個人番号入り住民票を請求されるケースがある。このようなことが起きぬよう、保険会社関係団体に対して、「保険等既加入者へ個人番号の提出を求めること」及び「死亡者の個人番号の提出が必要無いこと」を更に周知徹底するべきと考える。

また、死亡者の個人番号入り住民票の請求にあたっては、同一世帯ではない直系血族からの請求について明確に規定されることが必要だと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

【個人番号記載の住民票の取扱い】

○ 内閣府（番号制度担当室）において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されている件数等の運用実態を整理していただきたい。

○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものであり、極めて限定的にしか用いられないことなどを、地方公共団体が住民に周知するよう措置していただきたい。

【住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化】

○ 財務省において、死亡者のマイナンバーが税務上の名寄せで必要となる理由を確認した上で、法定調書における死亡者のマイナンバーの記入を廃止していただきたい。

○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求を行った場合におけるマイナンバーが記載された住民票の除票の写しに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員の対応が円滑になるようにしていただきたい。

○ 内閣府（番号制度担当室）において、死亡者のマイナンバーを使用することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に合致しているのか整理していただきたい。

○ 内閣府（番号制度担当室）及び金融庁において、保険会社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを確認できずマイナンバーが記入できなくても保険金を請求できることを明確化していただきたい。

【マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化】

○ 内閣府（番号制度担当室）において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの仕組みから生じる、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請者以外の世帯についてはマイナポータル上の情報連携の履歴として表示されないよう措置すべきではないか。

○ 総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する際、同一住所地の全ての世帯情報にアクセスせずとも、直接個別の世帯情報を収集することができるよう措置すべきではないか。

○ 内閣府（番号制度担当室）及び総務省において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイナポータル上の情報連携の履歴として表示されないようにするために、マイナポータルの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。

各府省からの第2次回答

- 法令上、生命保険契約等の一時金の支払調書を提出すべき者は保険会社であることから、当該保険会社が個人番号関係事務実施者として、保険金受取人及び保険契約者について、それぞれ本人に対しマイナンバーの提供を求めた上で、当該マイナンバーを支払調書に記載していただくこととなる。
- 死亡者については、その代理権を有する者は存在せず、住民基本台帳法第12条第5項に規定する特別の請求を行うことができるのは、死亡者と同一の世帯であった者に限られる。
- 保険契約において、保険契約者のマイナンバーは本人に対して提供を求める必要があることを踏まえると、一次回答のとおり、保険契約者のマイナンバーは、本来、生前に入手しておくべきものであると考えている。
保険契約者のマイナンバーの取得が保険契約者の死亡後に行われる際に問題が発生し、本件のような要望が出ていると思われることから、今後とも、関係省庁と連携して保険会社関係団体と協議の上、適切な対応を要請していきたい。
- また、税法以外の申請に基づく行政手続においては、死亡者のマイナンバーの必要性やその取扱いについて、関係省庁と協議、検討したい。
- これらの対応がとられることで、死亡者のマイナンバー入り住民票の請求についても減少し、地方公共団体の事務処理が円滑化されるものと考えている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

個人情報保護委員会 第2次回答

管理番号	191	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

独自利用事務における税情報照会の簡略化

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省

求める措置の具体的内容

独自利用事務の地方税関係情報を情報照会する場合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則」(以下「規則」という。)第2条第4項第1号に基づき、本人同意が必要である。このことについて、独自利用事務と「趣旨又は目的が同一かつ事務内容に類似性がある法定事務」(以下「準ずる法定事務」という。)が本人同意不要である場合、独自利用事務についても本人同意を不要とするよう規則の改正を行う。同様に、庁内の情報を照会する場合にも、準ずる法定事務が本人同意不要である場合、独自利用事務についても本人同意を不要とする。

具体的な支障事例

【支障事例】

本市の独自利用事務である、子どもの医療費助成に関する事務(以下「助成事務」という。)を例とする。

(前提)

助成事務の準ずる法定事務は「児童手当に関する事務」であり、児童手当に関する事務は地方税関係情報の照会において本人同意は不要である。また、助成事務と児童手当に関する事務については申請手続を同時にやっている。

(具体的内容)

児童手当に関する事務は本人同意が不要であるにも関わらず、助成事務では本人同意が必要となり、同意に係る書類記入の手間が生じる。また、配偶者等の申請者以外の方(以下「配偶者等」という。)の地方税関係情報の照会にあたっては、配偶者等の本人同意も必要となる。その場合、配偶者等の本人同意書を郵送又は再度窓口に出すこととなり、申請者に負担が生じる。

さらに、電子申請においても、配偶者等の本人同意を得ることができないため、同様に郵送又は窓口へ本人同意書を提出することになる。

【懸念事項】

地方公共団体によって、準ずる法定事務の判断基準が異なる可能性がある。

【懸念事項の解消策】

本人同意を不要とする独自利用事務は、独自利用事務及び準ずる法定事務の内容を国が確認し、承認したものに限ることとする。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

規則第2条第4項第1号において、独自利用事務の地方税関係情報の情報照会についてはすべて本人同意が必要となっている。このことについて、独自利用事務が準ずる法定事務において本人同意不要である場合は、当該独自利用事務についても本人同意を不要とするよう規則改正を行うことで市民サービスの向上及び行政事務の効率化を図る。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則第2条第4項第1号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、船橋市、福井市、山口市、尼崎市、大牟田市、筑後市、熊本市

○当市でも、「子どもの医療費助成に関する事務」を独自利用事務としているが、提案記載内容と同じ支障をきたしている。

当市の独自利用事務は、「子どもの医療費助成に関する事務」の他にも「重度心身障害者等の医療費助成に関する事務」と「ひとり親等の医療費助成に関する事務」があり、それぞれの準ずる法定事務は、「特別児童扶養手当等の支給に関する事務」と「児童扶養手当の支給に関する事務」としており、いずれも地方税関係情報の照会において本人同意は不要。

独自利用事務の情報連携においての同意は、年度毎に、地方税関係情報が必要となる者すべての同意をとる必要があり、同意する者が自ら署名をすることとされている。

毎年行う年次更新時には、各制度の受給者本人のみならず扶養義務者等の同意も得る必要があるため、同意書の書類を郵送し提出していただくこととしている。

市民負担軽減のために独自利用事務としたが、市民は同意書を作成し提出する手間が生じ、行政側の事務も煩雑になっている。

○当市では、独自利用事務に「ひとり親家庭等医療費助成事務」、それに準ずる法定事務に「児童扶養手当」があり、提案と同様の支障がある。規則の改正により、申請者のみならず、事務担当者の負担軽減も図られる。

○当市においては、外国人生活保護事務をはじめ、14 事務において特定個人情報の独自利用を実施している。

独自利用事務のみならず、一部の番号法法定事務であっても、地方税情報の本人同意を求める運用は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第1条にある「行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにする」趣旨に反するものと思料される。

○当市の独自利用事務である、重度障害者医療費助成に関する事務の資格認定において、申請者以外の同居家族の地方税関係情報の照会が必要な場合がある。その場合、申請者以外の同居家族全員の同意書の提出がなければ資格認定ができない。そのため、自筆の同意書を揃えて、窓口申請（再度来庁）しなければならない、申請者側に負担が生じている。

また、申請が資格認定発生日（例えば、転入日）の翌月となるなど月をまたいだ場合、資格認定の始期が遅くなるため申請者に不利益が生じる。

従って、重度障害者医療費助成事務に準ずる法定事務である「特別児童扶養手当の支給に関する法律による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務」と同様に、本人同意なく地方税関係情報の照会ができるよう求める。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まずは、独自利用事務を所管する個人情報保護委員会及び地方税関係情報を所管する総務省において検討いただくものと考えている。

【個人情報保護委員会、総務省】

○地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。

○地方税情報の提供を求められた場合には、以下のいずれかの場合においては、地方税情報の提供を行うことが許容されている。

①地方税関係情報を利用する事務の所管法令において、照会対象者本人に対する質問検査権等が規定されており、かつ他の官公署への情報提供請求権が当該法令に規定されている場合

②地方税関係情報を利用する事務が申請に基づくものであり、照会対象者本人の同意がある場合

○これを踏まえ、情報提供ネットワークシステムを用いた地方税関係情報の情報提供についても、①又は②に

よって秘密性が解除される場合に限って可能とされている。

○この点、独自利用事務は、法定事務の根拠法令の趣旨目的、法定事務の内容に準ずる事務であり、当該独自利用事務が①の要件に該当することが担保されていないことから、②によって本人の同意を得ることとしており、その旨を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条第4項第1号に規定している。

○なお、本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により同意を得ても差し支えないことを、地方公共団体にお示ししている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

個人情報保護委員会及び総務省の回答では、独自利用事務は地方税法上の守秘義務が解除される要件である「地方税関係情報を利用する事務の所管法令において、照会対象者本人に対する質問検査権等が規定されている場合」に該当しない。そのため、もう一方の要件である「地方税関係情報を利用する事務が申請に基づくものであり、照会対象者本人の同意がある場合」に地方税法上の守秘義務が解除される。規則はこのことについて制定しているとのことである。

しかし、マイナンバー制度の導入目的である行政事務の効率化及び市民サービスの向上の観点から、同意不要である法定事務と同時に事務手続を行っている独自利用事務(例えば、「児童手当(法定事務)」と「助成事務(独自利用事務)」)については、同意不要としなければ、手続の簡素化による負担の軽減(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第1条)にはつながらない。具体的には、児童手当で配偶者の同意が不要のため事務手続を終えられたとしても、助成事務については本人同意が必要なため事務手続を終えることができず、窓口から一度持ち帰り、配偶者本人に同意書を自署してもらってから、郵送又は再度窓口に提出することになる。また、独自利用事務は、法定事務と趣旨又は目的が同一で、かつその事務内容が法定事務と類似性のあるものに限り情報連携を行うことができる。このことを踏まえると、法定事務が同意不要である場合、法定事務と同時に事務手続を行っている独自利用事務について、規則の改正を行うことで、本人同意を不要とすることはできないか。

また、規則改正で対応できないということであれば、番号法に規定し、制度改正で対応することはできないか。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【大牟田市】

○本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により同意を得ても差し支えないことを地方公共団体に示しているとの回答がなされているが、例えば新規申請書に同意書欄を設けたとしても、「子ども医療」の場合は“父及び母”、“ひとり親家庭等医療”や“重度障害者医療”の場合は“申請者(受給者)及び同居家族”の自署が必要となるため、一度の来庁で手続きが完了しないことには変わりはない。また、世帯構成は家族の転入等で常に変化するものなので、新規申請時には同居していなかった者の同意が年次更新時に必要となる場合も多々ある。

○番号制度の普及のためにも、番号制度の目的である「行政運営の効率化」及び「国民の手続の簡素化による負担の軽減」を目指し、本人同意なく地方税関係情報の照会が可能になる取り組みをぜひ行っていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

慎重に検討されたい。

各府省からの第2次回答

○ 一次回答のとおり、地方税情報の提供を求められた場合には、以下のいずれかの場合においては、地方税情報の提供を行うことが許容されている。

① 地方税関係情報を利用する事務の所管法令において、照会対象者本人に対する質問検査権等が規定されており、かつ他の官公署への情報提供請求権が当該法令に規定されている場合

② 地方税関係情報を利用する事務が申請に基づくものであり、照会対象者本人の同意がある場合

○ この整理を踏まえ、情報提供ネットワークシステムを用いた地方税関係情報の情報提供についても、①又は②によって秘密性が解除される場合に限って可能とされている。

このうち、①に該当する事務については、各制度の根拠となる法令に質問検査権が定められている必要があり、法定事務であっても、これに該当しない場合には、②によって本人の同意を要するものである。

○ この点、独自利用事務は、法定事務の根拠法令の趣旨目的、法定事務の内容に準ずる事務であるものの、

当該独自利用事務が①の要件に該当することが担保されていないことから、②によって本人の同意を得る必要がある。その旨を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条第4項第1号に規定しているものである。

○ なお、本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により同意を得ても差し支えないことを、地方公共団体にお示ししている。